

平成23年第2回稲城市教育委員会定例会

1 平成23年2月15日、午後2時10分から稲城市役所6階603会議室において、平成23年第2回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
稲垣 弘子
伊勢川 岩根
中田 中
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	川崎 寿治
指導室長	飯島 英世
学校教育課長	松本 葉子
指導主事	細谷俊太郎
指導主事	秋山 真一
学校給食	
共同調理場所長	小川 三男
生涯学習課長	伊藤 徹男
体育課長	吉野 正明
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	宮崎 光弘

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	長崎 健
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	渡辺麻衣子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第1号議案
「平成22年度教育費補正予算案（第4号）の提出について」
- (5) 日程第5 第2号議案
「平成23年度稲城市教育委員会の教育目標について」
- (6) 日程第6 第3号議案
「「小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配」に関する陳情について」
- (7) 日程第7 第4号議案

「図書館情報システムの更新に伴う図書館の臨時休館日について」

委員長 ただ今から、平成23年第2回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。
教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 (教育行政報告)

学校教育課

- 1 工事請負状況について
- 2 平成23年1月分不登校による欠席児童・生徒数について
- 3 就学・入学通知書の発送について
- 4 複合施設ふれんど平尾関係について

指導室

- 1 担当者事業について
- 2 推進・連携事業について
- 3 学校訪問について
- 4 研修事業について
- 5 その他について
- 6 教育相談所関係について
- 7 教育センター関係について

学校給食共同調理場

- 1 第2回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会
- 2 第5回給食主任会
- 3 工事請負状況について
- 4 平成22年度4月～翌1月の給食調理数について

生涯学習課

- 1 社会教育委員関係について
- 2 社会教育活動の振興について

- 3 青少年委員関係について
- 4 青少年指導者養成事業について
- 5 芸術文化活動の振興について
- 6 成人式について
- 7 青少年育成地区委員会関係について
- 8 文化財の保護と普及について
- 9 生涯学習推進事業について
- 10 学校施設コミュニティ開放事業について
- 11 放課後子ども教室支援事業について

体育課

- 1 体育指導委員協議会関係について
- 2 スポーツ教室について
- 3 体力づくり運動推進事業について
- 4 国体関係について
- 5 社会体育施設管理運営について
- 6 市立公園内運動施設管理運営について
- 7 その他について

文化センター課

- 1 会議について
- 2 公民館主催事業の実施状況について
- 3 児童館における事業の実施状況について
- 4 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 5 平成23年1月文化センター課利用統計について

図書館

- 1 市立図書館主催事業について
- 2 中央図書館主催事業について
- 3 分館の主な事業について
- 4 城山体験学習館の主な事業について
- 5 学校との連携について
- 6 緊急雇用対策事業について
- 7 その他について
- 8 平成23年1月図書館利用統計について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第1号議案「平成22年度教育費補正予算案（第4号）の提出について」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成22年度教育費予算について補正をする必要がありますので、本案を提出するものです。詳細につきましては、学校教育課長、指導室

長、体育課長、文化センター課長より順次説明いたします。

学校教育課長

学校教育課の補正予算案についてご説明いたします。議案概要説明書をお開きください。小中学校普通教室空調設備設置工事設計委託についてでございます。児童・生徒の学習の場、生活の場である普通教室の冷房化につきまして、快適で安全な教育環境を実現するため、国の学校施設環境改善交付金による補助に上乗せする形で東京都公立学校施設冷房化緊急支援特別事業補助制度が創設されまして、国と都を併せて補助額が引き上げられることを受けまして、今回の補正予算として、3,465万1,000円の事業費で工事の設計委託を行うための予算でございます。なお、事業につきましては、繰越明許により対応をさせていただき予定でございます。

また、工事費については、1月の定例会において報告いたしましたとおり、平成23年度の当初予算に中学校分を計上しておりまして、小学校分についてはその後となりますので、歳入予算につきましては、工事の実施年度でございます23年度以降の予算に計上してまいります。

2点目でございます。住民生活に光をそそぐ交付金対象事業についてでございます。国の平成22年度の補正予算において創設されました地域活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金を導入いたしまして、小中学校の図書の購入をするものでございます。この交付金は、22年度内に執行ということが必要としておりますので、事業費については今回の補正額を繰越明許により、翌年度に繰り越して対応するというものでございます。金額の内訳といたしましては、市内17校小中学校のうち、図書の充足率100に対して、90%にならない学校につきましては、90%に達するまでに必要な図書の購入費を別枠として計上しております。対象校は、第二小学校、第三小学校、第六小学校、第七小学校の4校となっております、合計で537万7,000円でございます。

また、この4校以外の13校につきましては、「稲城の子どもに読ませたい本100選」を中心とした図書の充実を図る費用としまして、1校につき5万円図書費を計上いたしまして、これが65万円ということで、合計で602万7,000円の計上となっております。

1枚おめくりいただきまして、学務係関連でございます。私立幼稚園就園奨励費事業につきましては、目的としては保護者の経済的負担の軽減を図ることですが、これにつきましては毎年12月頃に当初申請分を取りまとめ、3月頃に追加申請分を交付するという流れで実施しております。この補助事業については、当初予算で774人分、6,981万9,000円を計上しておりましたが、先の9月補正におきまして、東京都でいわゆる第4区分という世帯の第1子について補助額が大幅に圧縮されたことを受けまして、東京都が国補助に上乗せできる形になるように特別補助制度を創設いたしました。このことを受けて稲城市では、この上乗せ額1万2,400円分を就園奨励費補助金に上乗せして支給するために9月補正で増額の措置を行ったところでございます。しかし、その後、申請者数がさらに増加いたしまして、認定者数が163人当初予算に比べて増加し、937人と見込まれるという状況になりましたことから、今回、1,291万1,000円を更に増額補正要求するという内容のものでございます。

これに伴う歳入予算につきましては、国補助分273万7,000円、東京都補助分117万8,000円を補正する予定です。以上でございます。

委員長 指導室長。

指導室長 お手元の指導室の歳出予算要求書と、議案概要説明書をごらんください。まず、子供の読書離れが社会問題化する昨今、学校図書館に司書的人材（学校図書館活性化推進員）を配置し、図書機能の充実を図ることを目的とするものでございます。

また、稲城市内の公立小中学校に良質な本を紹介し、本と触れ合うきっかけをつくるため、「稲城の子供に読ませたい本 100 選」、これは本の紹介パンフレットで、作成するという事です。

この二つとも、平成 22 年度の国の補正予算による補助（住民に光をそそぐ交付金）を受けて、司書的人材配置及びパンフレットの作成を行うものでございます。

まず、司書的人材配置についてですが、これは学校図書館活性化推進委員の審議ということでの予算化でございます。学校に司書的人材として、司書免許、または司書教諭の免許を有する人材を配置しまして、学校図書館の環境整備を初め、子供の読書活動に関する事業を展開し、また、学校図書館の情報選択科目について、より明るく魅力的な学校図書館を築くことを進めてまいりたいと、予算化をしています。具体的には、平成 23 年度は小中学校各 1 校ずつに導入をいたしまして、それぞれの講師の学校図書館の活用状況や読書量の変化等について、調査結果をまとめてまいります。

予算といたしましては、賃金として、時間当たり 1,070 円、1 日 6 時間の週 3 日間、年間 35 週の合計 105 日ということで、1 名配置ということでございます。

もう 1 点のパンフレットの方ですが、「稲城の子供に読ませたい本 100 選」に関する紹介の小冊子の印刷ということで、小学生用、中学生用の 2 種類、小学生用は 25 ページ程度で推薦図書 75 冊を紹介、そして、中学生用は 10 ページ程度の内容で推薦図書 25 冊を紹介するものでございます。

小学校は、初年度に児童全員に配付をし、その次の年から 4 年間、小学校 1 年生に配付するものでございます。中学校につきましても、初年度には全生徒に配付をいたしまして、次の年度から 1 年生に配付するものでございます。以上でございます。

委員長 体育課長。

体育課長 それでは、体育課の補正予算案について、説明させていただきます。歳出の方の予算内示書と概要説明書をごらんいただきたいと思います。

こちらは、総合グラウンドにございます、車いすの昇降機が故障したという

ものでございます。こちらは緊急性があるということで、補正予算に計上させていただきます。歳入としましては、きめこまかな交付金を活用させていただきます。修繕をするというものでございます。

内容でございますが、議案概要説明書をごらんいただきたいと思います。

総合グラウンドの車いす昇降機につきましては、昨年の7月に故障いたしまして、作動しないことが確認されました。この昇降機は、総合グラウンドの開設、平成4年でございますが、設置されまして、18年が経過しております。部品につきましては、製造が中止になっている状況でございます。この修繕するためには、本体の斜行型段差解消機の取りかえが必要となっていることとあります。緊急性があることから、今回の予算計上をするものでございます。以上でございます。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 それでは、お手元の議案概要説明書より、歳出予算、議案概要説明書の方をごらんください。

文化センター課におきましては、管理する施設の機能維持のために、中央文化センター正面入口自動ドアの修繕を行い、その修繕費の歳出予算について、補正予算を計上するものでございます。

財源といたしましては、国の地域活性化交付金、きめこまかな交付金の対象事業といたしまして、全額繰越明許により23年度に繰り越して実施するものでございます。

修繕の主な内容につきましては、大きく2点でございます。

自動ドア、外側の方の扉になりますが、現在、経年劣化により設置部分の磨耗がひどい状態になっておりまして、ガラスも脱落状態になっておりますが、現在のところ、L字金具の取り付けで応急処置をしております。ただ、来年度中には交換が必要な状態ということで、点検の際に、業者から報告を受けております。

また、内部・外部の自動ドアの起動スイッチセンサーについても、誤動作が生じる状態が現れており、交換が必要な状態であります。

この大きな2点について、取りかえを行うものでございます。以上です。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。中田委員。

中田委員 学校教育課のことについて2点質問があります。詳しい説明を教えてください。各校の図書充足率というご説明がありますが、充足率の考え方というのはどういうものなのか。なぜその数字になるのかという考え方をお聞きしたい。また、幼児教育振興に関する経費について、実際、その認定者数が当

初の積算時よりも増えているとのことですが、増えた理由、特に何かあれば教えていただきたいです。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 まず、図書につきましては、学校の規模に応じまして、蔵書すべき冊数をはじき出しております。それが、今現在、多いところでは100%を越すところもあり、少ないところにあっては62%程度になっているという状況があります。この率を100%になるように、5箇年計画を立てて、交付税に参入される金額を充てる考え方で、別枠図書購入費で予算措置をしてきましたが、各学校によっては、本を廃棄する冊数の方が購入する冊数を上回ってしまうということもありまして、これは必ずしも悪いことばかりではなく、地図などにあっては古い資料があると子どもが混乱をきたすなどがあり、適切な管理をする中で不要となった図書を廃棄する、その冊数が、予算措置されていた額や配当予算の中で買うべきとしていた冊数を上回ってしまうというようなことが続いた場合にどうしても100%を満たせないというような状況がございます。5箇年計画で23年度が最終年度になるということで、本来であれば100%を目指したいところではありましたが、先ほど申し上げた6割という学校にあって、いきなり4割の本を買い足すということはなかなか難しいということがあるので、それでも最低でも90%には達するようということで今回の光をそそぐ交付金を導入して充足率を上げるということを目指す中で、「稲城の子どもに読ませたい本100選」を中心とした図書の充実を図っていけたらということで計上したものです。

もう一点ですが、幼稚園の認定率アップの状況ですが、所得の状況を見ますと、前年度と比べてワンランク落ちているというような状況が増えていまして、今まで交付対象外であった、住民税の課税所得の水準にあった方達が1段階落ちることで対象となってきたということでございます。また、補助額についても所得区分が低いランクに落ちてくることで、アップしているということもあり、金額的には人数以上の増額になっているという状況がございます。

委員長 他にいかがでしょうか。稲垣委員。

稲垣委員 文化センター課の自動ドアの補修工事というのがありますが、それとは関係ないことではありますが、この施設等修繕の積算基礎等に、細かく書いてありまして、全館突発的施設修繕という項目もございます。実はこの間、稲教研の発表会のときに伺いましたときに、中央文化センターの来賓席の手すりのカバーがすり切れていました。あそこは来賓の方がいらっしゃる場所で、すごく目立つと思います。ああいうのは、こういう全館突発的施設修繕とか、何かそういうところの費用とか何かで修繕できないものなのかなとか思いました。また、後の方のアームと、もし費用がなければ、アームだけを交換して、あんまり人が座りそうもないようなところと交換するとか、何かちょっとお客様や何

かが見えたときに、余りにもみすぼらしいのではないかと思います。また、そういう活用の仕方はできないものかと思いました。

文化センター課長　今回お願いしております補正については、先ほどの説明どおりでございます。お手元の資料に当初の予算の内容について載せておきまして、定期点検、保守点検で取りかえを行うもの、危険性があるもので取りかえを行うものを、来年度予算の結果積算したものが、ここに項目ごとに並べてあるものでございます。そのほかに全館突発的修繕ということで、これが全5館でやっております。

これにつきましては、ガラスが割れてしまう、電気系統が壊れてしまう、電気がつかない、スタンドが壊れてつかないなど、そういったものに対応しているものでございます。みすぼらしいものは本当に取り替えたいところはやまやまなのでございますが、エアコンがつかないこともありますし、危険性があるものなど、そういった危ないものを優先にしております。最終的に時期と予算額を勘案しながら、順位的に2番手、3番手になるようなものについて対応をしていきたいと思っております。

稲垣委員　それほどお金をかけなくても、多分、管理の方がちょっと英知を絞れば、できることかなというところもありますので、その辺は少しお考えいただけたらと思います。

委員長　他にいかがでしょうか。中田委員。

中田委員　次は指導室のことについて一つ。

まず、司書的人材を配置する、中学・小学校に1名ずつというふうなお話ですが、その司書的人材の方にやってもらう仕事の内容というのが明確になっているかどうか。調査というのが目的だということもご説明にありますが、実際、ある程度、試行錯誤していくものなのか。それとも、こういうことをやってほしい、できるかどうか、ある程度やる内容が明確になった上で実施するものなのかと。実際、やることが明確になっていた方がいいと思っております。そういうことがちゃんと準備されていた上で、この司書的人材を配置するということになっているかどうかというのを聞かせていただきたいという点と、あともう1点、百選のパフレットをつくるということですが、実際このパフレットを見て、「あっ、読みたい」と思ったときに、子供たちの手の届くところに本があるのか、図書室や図書館にその百選の本がどれぐらいあるのかというのが、数字なりなんなり、調査なりで把握されているかどうかというのをお聞かせ願いたいです。お願いします。

委員長　指導室長。

指導室長　初めに、司書的人材ということでございますけれども、学校図書館活性化推

進委員ということではありますが、この内容につきましては、進めるべき内容として、学校図書館の環境整備、それから、学習指導のための資料の準備や、学習としての読書活動のサポートということで、学習活動と学校図書館の連携の強化ということがございます。

そして、児童生徒への本の紹介やレファレンス、あるいは、読み聞かせや本の修理及び整理、そして先ほども加えて申し上げました、学校図書館の情報センター化というような、この内容を進めることを目的としております。そういう中で1校ずつ、モニター校的な入り方で先導してまいりたいと思います。それについては、今申し上げました内容を、各学校から計画書を出していただきまして、その中で計画書を出させる中で、一番活用できそうなところを先導してまいりたい。

また、先ほどの学校図書館の活用状況や、読書量の変化等の調査ということでもありますけれども、これはそれが目的ということではなくて、いわゆる、その効果をそこで検証してまいりたいということでございます。

それから、もう1点のパンフレットのことでありますけれども、これについては、実は本年度は、既にこのような手刷りのものを印刷して、全児童生徒に配っています。これは白黒でございますけれども、これについて中央図書館の方からも照会が来ておりまして、中央図書館の方からですけれども、リストが配られて、そのことで図書館でも、稲城の子供に読ませたい本百選を借りる人がふえていますということで、私どもの方に情報が入っています。

この本がどういうふうに揃えていくかということではありますけれども、もう既にこの本のことについては、もう図書館の方でも揃える対象にしているところでもありますけれども、先ほど学校教育課の補正予算の方でもございましたように、各学校へもある程度その予算を使って配置をしていくと、そういう計画でございます。

委員長 他にいかがでしょうか。伊勢川委員。

伊勢川委員 体育課の方の総合グラウンドの車いすの昇降機というのがありますが、この昇降機、昨年7月に故障して、今まで半年ぐらいの期間がたっていますが、その間に利用されたくてできなかった人の数というのは、どのぐらいなんですか。

要するに、使う頻度はどのぐらいのものもので、例えば非常にたくさん使うために修理が必要、早く壊れてしまうのか、それとは逆に、ほとんど使わないために物って壊れることはよくあることで、そういう意味でどんなふうな状態で今まで来ていたのか。

今後、もし使う頻度が足りなくて故障しやすいのであれば、係の人かに頼み、週1回必ず動かすようにするとか、そういう方策などがあればうかがいたい。まず、どちらなのか、その故障した理由をおしえてください。

委員 長 体育課長。

体育課長 故障の原因につきましては、前段の方でございます。余り使われる頻度が少ないので、定期点検はしていますが、やはり機械もので使っていないと故障したというふうに聞いております。

利用者につきましては、ほとんどない状況でございます。そういう中で、今後はやはり定期点検だけではなくて、職員の中で定期的に稼働させるようにして、昇降機が使えるような状況にしておきたいと思っております。以上でございます。

伊勢川委員 故障してからは、使う方は余りいないという形ですね。

体育課長 7月に故障して依頼、利用される方はいないという報告が出ています。以上です。

委員 長 他にいかがでしょうか。中田委員。

中田委員 今ので気になりましたが、体育課の件です。この概要で、緊急性もあるというご説明がありますが、実際はそうであれば、緊急性って本当にあるのかなという気がします。なので、実際、これから施設のバリアフリー化ということに関しては、必ず絶対必要だと思いますので、作ったからには使わないというのではなくて、点検をするのは当然かもしれませんが、実際そのイベントごととして、障害者の方でも参加しやすいようなイベントを行ったり、障害者の方が来て活用できる施策が必要になってくるのではないかと思います。緊急性というからには、やはり必要なんです、使うんですというところが大事なのではないかと思いますがいかがでしょうか。

委員 長 体育課長。

体育課長 総合グラウンドは公の施設で、不特定多数の方が利用し、公の施設の中でバリアフリーで行うということになると思うんです。今、サッカー・陸上競技でご利用いただいておりますが、その中で支障のない方がお使いになっている状況でございます。今後、障害者スポーツということもございまして、体育課の中では総合グラウンドではなく、障害者スポーツに取り組んでございましてけれども、そういう含めた中で検討させていただきたいと思っております。

委員 長 他にいかがでしょうか。他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第1号議案「平成22年度教育費補正予算案（第4号）の提出について」を採択いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手

を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第 1 号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第 5 第 2 号議案「平成 23 年度稲城市教育委員会の教育目標について」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 第 2 号議案「平成 23 年度稲城市教育委員会の教育目標について」でございます。本案につきましては、平成 23 年度稲城市教育委員会の教育目標を決定する必要があるもので、本案を提出するものでございます。
詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

委員 長 指導室長。

指導室長 それでは、第 2 号議案、平成 23 年度稲城市教育委員会の教育目標について、説明をさせていただきます。

教育目標につきましては、恐れ入ります、二つの資料をごらんいただきながら、説明をさせていただきたいと思っております。

この目標につきましては、平成 21 年度に改正をしておりますが、教育目標と基本方針の前文あるいは説明文の内容を改めまして、平成 23 年度も引き続き教育目標として定めるものでございます。したがって、教育目標及び基本方針の変更はございません。主な変更点について、申し上げます。

まず、教育目標の上の方の説明でございますが、教育目標の前文のところ、タイトルに、これまでのものについては「稲城市教育委員会の教育」ということで載せておりましたけれども、その上に、「平成 23 年度稲城市の教育」ということがございますので、この部分を削除させていただいております。

それから、2 点目ですけれども、2 行目に、これまでは「すこやかな成長」というところございましたけれども、これを「互いの人格と生命及び」というふうに変更させていただいております。

そして、三つ目でございますけれども、これまでは「活躍することができる」というふうに表示をしておりましたが、「する」というふうに変更をしております。

それから、4 点目でございます。これまでの 4 行目のところに「地球環境問題」というのが含まれておりましたけれども、ほかの内容と若干質が違うということで、ここの部分からははずしております。「情報技術革命」というような内容と少し大きさが違うというところがございます。

そして、5 点目でございますけれども、5 行目に、これまでは「時代の変化にも柔軟に対応」ということで入れておりましたけれども、これを改めまして、「時代の変化に積極的に対応」とさせていただいております。

そして、もう一つ、5行目でございますけれども、「未来をよりよく生きる人間を育てると同時に」というふうな表現でございました。ここに「地球規模の課題にも主体的に取り組み」ということで、先ほどのと組んで変更を入れさせていただきます。よろしくお願いいたします。

そして、7点目でございます。これまでは、6行目のところですが、「引き継いでいくことが大切であると考えます」というふうな表現でございましたけれども、「それを引き継ぐなど、未来をよりよく生きる人間を育てることが大切です」と改めさせていただきます。改めるといいますか、変更させていただきます。

8点目、9行目でございますが、「育成を進めてきました。そのためには」というところで、これまで書いておりましたけれども、それを「人間を育成する持続可能な教育を進めることが」というふうにつなげております。

そして、9点目です。「したがって、今後とも」というところがございましたけれども、「そのため」というふうに、簡潔に変更をしております。

そして、13行目、「新たな市民の転入や」から「見据えるとともに」というところについては、削除をさせていただきます。

したがって、平成23年度の稲城市の教育ということで、前文を読ませていただきたいと思います。

教育は、豊かな社会の実現と文化の創造を目指し、平和的な国家及び社会の一員として互いの人格と生命及びわが国の歴史や文化を尊重する、世界でも活躍することができる日本人を育てることを目的とします。

教育を通して、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、少子高齢化など時代の変化に積極的に対応すると共に、地球規模の課題にも主体的に、「積極的に」ではなくて、ここは「主体的に」ですね。すみません。先ほどの説明が少し違っていたかもしれません。主体的に取り組み、家族を愛し、友人を思いやり、自然・歴史・文化・叡智を自ら学び、それを引き継ぐなど、未来をよりよく生きる人間を育てることが大切です。

学校教育においては、「基礎・基本の徹底」「本物との出会い」「連携」を通じた教育活動を重視し、将来を生きぬく力をもった、地域・社会に貢献できる人間を育成する、持続可能な教育を進めることが求められています。そのために、教育は、家庭を基盤とし、家庭、学校及び地域がそれぞれの役割と責任を果たし、連携して行わなければならないとの認識にたち、すべての市民が教育に参画することを目指します。そして、次の「教育目標」を掲げ、人材、伝統・文化、自然などの恵まれた教育環境を十分に生かし、近隣の大学や関係機関とも連携を図りながら積極的に教育を推進します。

以上のように、前文を変更させていただきます。

引き続き、基本方針でございますけれども、基本方針は主に5点ほど、文章の変更をさせていただきます。

基本方針のすぐ下の文章ですが、「当面の」というのが今まで入ってございましたけれども、それから、「行政の課題」というところも入ってございましたが、

この二つを削除させていただきまして、「基本方針」及び教育施策の方向を定め」というふうにさせていただいております。

それから、基本方針1の内容の文章ですけれども、ここには「生命を尊重し」ということを加えさせていただいております。

それから、基本方針の2については、3行目の終わりから4行目を、重複する内容のためにといいますか、「国際社会に生き」というような内容が一番下にもまた出てくるといことで、内容の重複といことで、3行目の終わりから4行目を削除させていただいております。

それから、4点目については、「学校経営の改革」と「市民の教育参画」といことで、基本方針の3ですけれども、この二つのことが挙げられておりましたのに、最後が一つにまとまっているというようなことがございまして、ここを「地域の特性を踏まえつつ、広域的な視点に立ち、学校経営の改革を進めるとともに」として、最後の方に「広く市民の教育参画を推進します」というふうに、順番をこの基本方針のとおり改めたといのか、変更したといところでございます。

そして、基本方針の4ですけれども、これについては、2行目に「人々」といことで表現しておりましたものを、「市民」といことでこれをさせていただいて、変更しております。

以上でございますけれども、これについては、教育委員会の各課からもいろいろ、今年度の教育目標について、もう一度、改めて見直しをしていただいたことも含めて、このように対応させていただいたといところでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長　それでは、以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質をお願いいたします。いかがでしょうか。稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員　全体的に言い回しがすっきりしてきた感じがします。よろしいかなと思いますが、一つ気になりましたところは、前のところでも書き方は違っておりました最初の「教育は、豊かな社会の実現と」というフレーズですが、そのところで、「平和的な国家及び社会の一員として互いの人格と生命及びわが国の歴史や文化を尊重する、世界でも活躍することができる日本人を育てることを目的とします。」といことで、国際社会にも貢献できるような世界で活躍できるような人間を育てるといことをうたっています。

「学校教育においては」は、それを踏まえ「学校教育においては、『基礎基本の徹底』『本物との出会い』『連携』を通した教育活動を重視し、将来を生きぬく力をもった、地域・社会に貢献できる人間を育成する。」と書いてありますが、「地域・社会」だけでなく、「地域社会及び国際社会に貢献できる人間を」と、そこまで入れた方がいいのではないかと。前回ももちろん入っていませんがこれからはもうちょっとグローバルに、もっと世界的にも出て行かなきゃいけない時代ですし、いろんな企業においても英語活動といのを、英語教育とい

うのを非常に重視してきておりますから、やはり教育の上でも、もっと視野を世界に向けなきゃいけないということで、地域社会・国際社会に貢献できる人間を、何かちょっと入った方がいいのではないかと思います。その辺、また考えていただければと思います。とりあえずは、以上です。

委員長 これにつきましては、いかがでしょうか。課題として持って帰るとか、または何か、どういうふうにいたしましょうか。

指導室長 ここで委員の皆様方のご意見によって変えていただいて、それでできますれば、決定がいただけると一番ありがたいかなとは思いますが。もう一度、もしあれでしたらば、また3月までにということでもなんですが。といいますのは、学校には3月にはしるしてまいりたいということがございます。

委員長 稲垣委員のご意見いかがでしょうか。国際社会ということですか。

教育長 ここで前にちょっといろいろ議論したときに、国際社会で活躍というのは確かに時代の流れで、前文にもありそのとおりですが、下の基本方針の文章の中にも出てきています。その基本方針の題目の中にどうしてないのかなという、非常に気になっていたのです。本当は基本方針の2のところにも、はっきり国際社会とあり、前回はさらにそれが一番重要であるとも書いてありました。

しかし、この基本方針のタイトルの方がないので、何とかこのタイトルにその国際社会の関係を入れられれば、一番すんなり行くとは思っていました。何かいい方法はないのかと考えていました。ぜひ、いい知恵があればお願いしたいです。

委員長 指導室長。

指導室長 基本方針の方の1と2については、主といたしまして、「人権尊重の精神」、それから、「社会貢献の精神」、あるいは、基本方針の2「豊かな個性」とか「創造力」ということについては、この個々の力の要素ということで、こういう力を高めていくということなんですけれども、国際社会等に、あるいは、経済社会のグローバル化等も含めて、そういうものに対応するためには、こういう力ですから、そういう点では、もう一度、教育というのは大きくとらえれば、こういう国際社会等も含めたものであるけれども、学校教育では、そのために基礎的なものを身近なところからつけていくんだというような、そういう考え方の大からだんだん小さく砕いていって、そして基本方針の中には、そのためにはこういう力も育てていくんだというような考え方が、基本の1、2というようなところになっているというところがございます。

あと、3番目、4番目の基本方針については、学校経営等のまた違う視点を入れていくというふうに、提案の趣旨といたしましては、そのような考え方で

ございます。

委員 長 前文の下の教育目標の2行目、「地域や社会に貢献できる人間の育成」というのが入っておりました。その社会が、大きく世の中をとらえ、国際社会まで含めるというようなとらえ方でいましたが、言葉にするとすごく大きく国際社会となり、この社会という中に、そういういろいろな要素も入るというとらえ方のことではないかなと思ってはいます。そのあたりは言葉として、稲垣先生は言われるようにその国際社会という言葉を使った方がいいのではないかというお気持ちが強いのだらうと思いますが、いかがなものでしょうか。

教育 長 こう見ると、本当は地域があつて、日本という社会があつて、世界という流れであります、そういう考え方ですから、ここ社会がちょっと前に地域があるだけに、社会というというのは。

稲垣委員 社会の中に全部含まれている、国際まで含まれているととらえれば、それはいいんでしょうけれどもね。

委員 長 言葉としてどこかへ出したいというがあつたんですね。

稲垣委員 これから、いろんな国際社会との関係がより密になっていく中で、稲城の教育の中でも、英語教育・国際交流とか、いろんなことも出てくるのではないかと思います。そういう場合、何か基本的にそこまでの視野を持っているよというのがどこかに出た方がいいのかなとちょっと思ったんですけれども。

委員 長 ただ、今の世の中の動きからすると、家族や地域というのはすごく重要視されてきていますよね。そうすると、この地域というのは、すごく大事な今は役割を果たしている、そして地域や社会という一つのフレーズが出てくるんだろうというふうには思います。もう一つは、その大きな視野で貢献というところが後ろにあるので、貢献はその小さい部分も確かに必要ですが、グローバル化されている世の中では、社会や世界に通用するというような、この部分も必要にはなってくるだろうという、時間的なものだとは思いますが。

指導室長 地域社会及び国際社会というような表現でとらえて、この中に入れていくということでもよろしいでしょうか。

稲垣委員 はい。私はその様に思いましたが、そこまで書かないでいいということだったら、地域社会でもいいんです。

委員 長 指導室長。

指導室長　それでは、今のところですが、「将来を生きぬく力をもった、地域社会・国際社会に貢献できる人間を育成する」というような文に、表現を変えさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員長　いかがですか。

(異議なしの声あり)

委員長　はい。

委員長　ほかにはいかがでしょうか。

指導室長　教育目標の方にも二つ目のところに、「地域や社会に貢献できる人間の育成」というのがあるのですが。

委員長　そこに入れるのではないのでしょうか。

指導室長　前文の方です。

教育長　前文。

稲垣委員　私もそう思います。

指導室長　両方ともそのように変えるということでよろしいでしょうか。

中田委員　教育目標に入れると、基本方針に欲しくなります。

委員長　そうですね。前文の中だけにしましょうか。

指導室長　前文だけです。

委員長　下には、国際社会で入っています。基本方針の2に。内容的には少しとらえ方が違うかもしれませんが。

稲垣委員　社会を広くとらえると、国際社会も含めてという意味でとらえるという形にしておけば、教育目標も、地域や社会に貢献できるということなので、教育目標まで変わるとちょっと大きく変換し過ぎちゃうかなと思いますから、含まれているという考え方で思ってくださいっていいと思います。

指導室長　大きくとらえてということで行けばですね。

稲垣委員 はい。

教育長 教育目標は変えられない。

稲垣委員 全体の流れからいったら、もう入れなくてもいいかもしれません。

委員長 室長、どうでしょうかね、入れる入れないというところですけども、国際社会・地域社会・国際社会。

指導室長 どちらか。

委員長 細谷指導主事、いかがですか、ご意見としてお願いします。

細谷指導主事 地域社会に国際社会も入っているというふうにとらえれば、もちろんそういう意味もあるし、それなら、あえて国際社会というのを出してみるというのも一つあろうかと。教育目標まで変えるのはというのを考えると、そのとおりだと思います。

委員長 文言として、地域社会・国際社会に貢献できる人間をというふうなことで、稲垣委員のご意見を取り入れてはいかがでしょうか。

稲垣委員 撤回していただきって結構です。つながりが悪くなってくるかなと思います。教育目標のところ、地域や社会に貢献できる人間の育成ということなので、これは社会というのを広くとらえて、国際社会も含まれているよということが認識の中であればいいかなと。

委員長 上の方の文章の前文のところでは、国際社会はいかがでしょうか。

稲垣委員 これは撤回していいです。

委員長 教育長、どうですか。

教育長 どうしましょう。教育目標があるから。

委員長 前文と教育目標がつながっていくということの中では。

稲垣委員 最初のところで、「世界でも活躍することができる日本人を育てることを目的とします。」と書いてあるので。

委員 長 言葉として入れなくても、この世界の中に入っているということで。

稲垣委員 はい。

中田委員 世界を国際社会に変えたらどうですか。

中田委員 2行目の「世界でも」を、「国際社会でも活躍することのできる」。

教育 長 世界社会と国際社会と社会でつながってくるよということですね。

中田委員 はい、基本方針2のところにつながるから。

稲垣委員 そうですね。

中田委員 地域社会というのが結構キーワードですので、崩すのに勇気は要りますが、基本方針に国際社会が出てくる感じになるので、そうしたら、その前文のところの「世界」「国際社会」に変えて。

稲垣委員 そうですね。その方がいいかもしれないですね。

委員 長 というご意見が出ましたけれども、いかがでしょうか。「世界」でも、「国際社会」でも、大きさが同じような感じがしますが。

教育 長 なるほど、そうですね。

委員 長 世界で通用するというのと、国際社会で通用するというのと違うんですかね。

委員 長 世界というところに、国際社会も入っている。世界だから、それこそ狭めなくたっていいというような気もしますね。

教育 長 ああ、なるほど。

委員 長 そのうち地球規模になっちゃっているから、世界ではなく、地球規模のナレーションが出てくるのではないかと思っています。

中田委員 そうですね。環境問題とか全部含んでいますのでね。そうですねよ。

伊勢川委員 いいです。その方がいいところだね。

委員 長 ご意見はいろいろでて、お気持ちは出たということで、それぞれの方が考え

ていただき、「世界」は「世界」、あとは前文の中のものも、特に「国際社会」というような文面は入れなくてもというような状況の中でいきますか。いろんな方にいろいろと揉んでいただいて、ここまで来たんだということによろしいでしょうか。

教育長 最終的には、含まれているということで行きたいなという思いはあるのでできれば、それでお願いいたします。

委員長 じゃあ、稲垣委員、いいですか。

稲垣委員 そうですね。わかりました。

委員長 では、ご意見よろしいですか、このぐらいで。では、これによろしいですね。

(なしの声あり)

委員長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第2号議案「平成23年度稲城市教育委員会の教育目標について」採択いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 第3号議案「小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配」に関する陳情について」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 第3号議案につきましては、平成22年第4回稲城市市議会定例会における「小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配」に関する陳情の採択に伴い、稲城市教育委員会の対応を決定するため、本案を提出するものです。詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

委員長 指導室長。

指導室長 第3号議案、「小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配」に関する陳情についてでございますけれども、説明を申し上げます。本案は、平成22年第4回稲城市議会定例会における「小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配」に関する陳情の採択に伴いまして、稲城市教育委員会の対応を決定するため、提出するものでございます。

陳情の内容につきましては、「2011 年度以降の稲城市の小学校 1 年生・2 年生、および中学校 1 年生での学級編制に際し、東京都教育委員会より 2009 年 12 月 17 日発表された「小 1 問題・中 1 ギャップの予防・解決のための教員加配について」の趣旨にのっとり、加配教員を学級分割のための要員としていただきたい」というものでございまして、これは前回の教育委員会で報告をさせていただいたものでございます。

東京都教育委員会の現在の方向性としたしましては、文部科学省が小学校 1 年生の 35 人以下学級の学級編制を実施した場合も、「小 1 問題・中 1 ギャップの予防・解決のための教員加配」を実施するという方向性を示しております。

稲城市教育委員会の対応案としたしましては、「小 1 問題・中 1 ギャップの予防・解決のための教員加配」につきましては、学級規模の縮小を基本とする。ただし、児童・生徒の状況などによっては、学級規模の縮小を行わない場合もあるものとするというもので対応案とするものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いします。いかがでしょうか。稲垣委員。

稲垣委員 教員加配ということは、非常に学校教育において大事なことですので、こういう方向に向かってくれるということは、大変ありがたいことだと思います。しかし、必ずその加配教員を学級分割のための要員としていただきたいということが書いてありましたが、実際に稲城の中でおきましては、その学校学校によって、現場の状況によって、どうやったら教育効果が上がるのか、1 人ふえたために 2 クラスに分けるのが本当にいいことなのか、それとも一つの教室を 2 人で見た方がより効果的なのか。いろいろな学校ごとによって状況は違ってくると思いますので、できるだけその現場の意見を尊重して、柔軟に対応できるようにしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

委員 長 中田委員。

中田委員 ここで児童・生徒の状況などによってはというふうに記述がありますが。具体的にその児童・生徒の状況というのは、どういう状況なのかというのは、ちょっとお聞きしたいなと思います。

委員 長 指導室長。

指導室長 この児童・生徒の状況などによって、「など」ということには、いろんな意味が含まれているというふうに提案をさせていただくわけですが、まず、児童・生徒の状況といいますのは、入学前の就学時健康診断等、あるいは、幼稚園・保育所の観察、あるいは、小学校から中学校への情報交換等の中で、子

供たちにどういうふうな、今、先ほど稲垣委員からお話がありましたけれどもそのような子供たちの状況にとって、どういう教員の活用方法がいいのかということが一つございます。

それと、もう一つなどには、施設的な部分も含まれておるといふふうに考えております。これについては、学級定員の縮小をするために、当面はそういう教室数が不足するという状況は、当面のところはないかなといふふうに考えられておりますけれども、また、35人以下学級が閣議決定をしている段階ではありますけれども、1学年ずつに当たっていくというような対応にもしなるとすれば、また、そのような状況にも考えられると。いろんな状況を考えながら、児童・生徒の状況などといふふうに提案をさせていただくこととなります。

委員長 そのような状況の中で出されたものですがけれども、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第3号議案「小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配」に関する陳情について」を採択いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第3号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 第4号議案「図書館情報システムの更新に伴う図書館の臨時休館日について」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 第4号議案につきましては、図書館情報システムの更新に伴い、図書館を臨時に休館する必要があるもので、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、図書館長より説明いたします。

委員長 図書館長。

図書館長 それでは、お手元の第4号議案の議案概要説明書をごらんいただきたいと思っております。そこにあります内側の概要ということでさせていただいております。平成16年9月29日、「(仮称)稲城市立図書館等整備運営事業契約書」に基づきまして、締結した契約に基づきまして、中央図書館開館後5年経過時点の図書館情報システムの更新に伴いまして、市立図書館の設置条例の規定に基づく臨時の休館日を定める必要があるということで、本案を提案するものでございます。1番でございます。情報システムの更新に伴う休館日。

(1) 中央図書館、第一から第四図書館につきましては、平成23年6月28日から6月30日までの3日間。

(2) iプラザにつきましては、同じく6月28日から6月30日までの3日間

と、5月16日、1日間という形の臨時の休館日でございます。

※印が書いてございます。こちらはiプラザの件でございますが、蔵書点検につきましては、毎年同一の時期に、毎年のサイクルで実施することができますよということになっております。iプラザ図書館につきましては、昨年の実施状況を踏まえますと、今年度は6月14日から16日に実施するのが適当なところですが、こちらの図書館情報システムの更新というのは、平成16年度に議会の議決をいただいた契約で、5年経過時点で情報システムを更新しなければならない。平成18年7月1日に開館しておりますので、平成23年の7月1日までは情報システムの更新をするという契約になっております。そこで、図書館の利用状況を勘案させていただきまして、iプラザ図書館につきましては、16日から19日までに蔵書点検を実施することとし、16日を臨時の休館日とすると。ちょっと表現がわかりづらいものですから、後ほど、カレンダー方で説明をさせていただきます。

2番、システム更新の基本的な考え方ということで、図書館情報処理システムは、今後5年間、老朽化等により使用困難になることが見込まれる機器の予防的な更新を行うという趣旨でございます。次のページをごらんいただきたいと思っております。

3番、主な更新内容、①としまして、中央図書館サーバーの入れ替え及びデータの移行をすることで、市立図書館の業務用パソコンについては、すべて中央図書館のサーバーが動いていないと使えないものですから、先ほど申し上げたとおりの休館をさせていただきたいというふうに思います。サーバーの入れ替え及びデータの移行です。

②番目、業務用パソコン等の入れ替えということで、中央図書館と第一から第四図書館のパソコンの入れ替えの台数をこちらの方の表にさせていただいております。下の※印でございます。iプラザ図書館につきましては、21年10月に買い換えをしておりますので、機器の入れ替えは行いません。

続いて、4番、周知方法でございます。

(1)は毎年作成しております図書館カレンダー、名刺の倍くらいのサイズでございますが、これを作成して、3月から配布予定です。

(2)は「ひろば」へ掲載。

(3)図書館報「ひばり」への掲載。

(4)図書館内へのポスターの掲示。また、ほかの公的機関も掲示できればというふうに考えてございます。

(5)相互利用協定市という、多摩市と川崎市に周知を依頼したいというふうに考えてございます。

5、平成23年5月から7月の図書館カレンダーということで、これは後ほど説明をさせていただきます。

6番、関係条例につきましては、(1)図書館設置条例の第6条第2項、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(2) につきましては、先ほどの事業契約書の文言が入っております。

続きまして、別紙上、A 4 の横であります。ご提案させていただいた休館日、5 月から 7 月分だけを抽出させていただいております。

こちらの網かけの部分で、普通の線の網かけの分が、一番下の左に書いてございます、通常の休館日でございます。それと、6 月の右側、28、29、30 日にありますように、網かけを太線で囲ったものが、今回、ご提案をさせていただいております臨時の休館日でございます。

まず、初めに、5 月の中央図書館、23、24、25、26 日のところをごらんいただきたいと思っております。中央図書館におきましては、23 日が第 4 月曜ですので休館日。それで、24、25、26 日ということで、例年と同時期ということで、このときに蔵書点検をさせていただくところです。

ただ、こういった日程の組み方をさせていただいてるんですが、実際のところは前日の休館日、23 日から 26 日までの間に、蔵書点検と開館に向かう準備をして、通算 4 日間を基本としているところでございます。

同じく i プラザも、4 日間の連続の休館で蔵書点検を行うというところが基本になっているということをご理解いただきたいと思っております。先ほど説明させていただいた部分ですが、6 月 28、29、30 日、ここが図書館情報システムの更新ということで、全館休館になります。その前日の 27 日が通常の休館日ですが、こちらの方を活用して、実際は 4 日間で情報システムの更新を行いたいというふうに考えてございます。

それと、6 月の i プラザ、一番下でございます。昨年の例で行くと、6 月 14、15、16 日が蔵書点検というふうな形で設定するのが基本的な考えでございますが、ここを休んでしまうと、図書館情報システムの更新との期間が非常に短くなりまして、これでは利用者の方に非常に便がよくないだろうということで、ほかの日の設定をしたいというふうにまず考えさせていただきました。

なるべく近い時期ということで、まず 7 月を考えさせていただいたんですが、7 月につきましては、中学校が 7 月 21 日から夏季休業に入りますので、その前段で蔵書点検をすると、やはりどうしても情報システムの更新に期間がとれない。といったことで、5 月に蔵書点検を変更させていただきました。5 月につきましては、例えば、9 日、10 日、11 日、12 日というようなことも考えられるのですが、連休、あるいは連休明けは、こちらも非常に利用者が多いということで、ちょっとここはよろしくないだろうと。それから、23 日から 26 日のところでも考えたんですが、ここだと、中央図書館と i プラザ図書館が同時に休館してしまうと。できれば、休館日はできる限り分けた方がいいだろうということで、今回の i プラザの蔵書点検は 16、17、18、19 日の 4 日間、開館準備等も含めて 4 日間として、16 日を休館日というふうにさせていただきたいというご提案でございます。

以上です。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいた

します。

教育長 確認でお願いしたいんですけども、議案概要説明書の1番で、情報システムの更新に伴う休館日であって、(2) iプラザ、②も入っているんですけども、基本的には(1)と(2)の①が情報システムの変更に伴う休館日で、(2)の②は蔵書点検による臨時の休館日ということだろうと思うんですね。だから、(1)で②も入っているけれども、そういうことで理解してよろしいか。

図書館長 直接の原因は、情報システムの変更です。

教育長 そのところが少し分からないが、(2)の②の1日も蔵書点検なんだけれども、図書館情報システムの更新に関連するものということをちょっと説明してください。

委員長 図書館長。

図書館長 教育長がおっしゃられましたとおり、基礎点検につきましては毎年同じ時期、1年ごとにやるのが本来ということで、本来であれば、今年のiプラザは、6月の14、15、16が、前日の13日を絡めて、13から16日でやる方が望ましいが、情報システムの更新がなければここでできたんですけども、情報システムの更新は既に指摘された月日でやらざるを得ないので、前月の5月16から19に移したといったことで、情報システムの更新に伴うということでございます。

委員長 中田委員。

中田委員 情報システムの更新に休館にしないとできないというような、図書館のシステムでは普通なのではないでしょうか。というのは、どちらかというと、僕らでも金融系のシステムとか見ているので、ほとんど夜中に作業をすとかというのが一般的じゃないのかなというふうに思っています。休館するのが普通なのかどうかということをお聞かせ願えればと思います。

委員長 図書館長。

図書館長 一般的かどうかということもございしますが、最近の近隣市の状況を申し上げますと、昨年、小金井市が、ちょっとシステムの更新の経過はわからないんですけども、小金井市が5月6日から11の7日間、昭島がやっぱり5月6日から12日の7日間、武蔵野市さんは12月17日から28日の12日間で、そのまま年末年始の休館に入ったということで、どうしてもとめる必要はあるというふうに思います。

年末年始にやれないことはないとは思いますが、既に提案されているもの
ですから、期日は動かさせません。

中田委員 わかりました。

稲垣委員 すみません、初歩的なことで、ちょっとわからないので教えていただきたい
んですが、情報システムの更新は専門家に頼むわけですが、蔵書の点検という
のは職員がなさるといふか、中の方がやるのですね。そうすると同じ日にでき
ないものなのかなと思います。その辺を教えてください。

委員 長 図書館長。

図書館長 蔵書点検は図書館システムが動いているからこそできるものであって、実際
にある本を全部チェックしまして、こっちの方に今あるもののデータをつくる
と。図書館システムのデータとぶつける作業をします。こちらの親が動い
ていないと蔵書点検できないという形になります。どうしても一緒にはできな
いということになります。

委員 長 他はいかがですか。よろしいですか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、質問がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより第4号議案「図書館情報システムの更新に伴う図書館の臨時休館日
について」を採択いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の
挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決いたしました。
以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後3時59分閉会)